

週休 2 日制モデル工事試行要領

令和 5 年 11 月 16 日 制定

令和 6 年 10 月 2 日 改正

令和 7 年 10 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要領は、坂戸市が発注する建設工事において「週休 2 日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の試行に関して必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、モデル工事について「現場閉所型」と「交替制」の 2 種を定義することとし、この要領に掲げる用語の意義は、現場閉所型及び交替制の共通事項については次の各号に定めるところにより、現場閉所型又は交替制の固有の内容については、次の各項とおりとする。

- (1) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日や現場に継続的に常駐を開始する最初の日等をいう。
- (2) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。
- (3) 月単位の週休 2 日 対象期間において、全ての月で週休日の割合について 28.5%（現場閉所型においては現場閉所率、交替制においては休日率を指す。）以上を達成したと認められる状態をいう。
- (4) 通期の週休 2 日 対象期間において、週休日の割合について 28.5%（現場閉所型においては現場閉所率、交替制においては休日率を指す。）以上を達成したと認められる状態をいう。

2 現場閉所型 対象期間において、現場閉所による週休 2 日に取り組む方式

- (1) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。
- (2) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に 28.5%以上を達成しているものとみなす。
- (3) 現場閉所率 現場閉所の日数を対象期間の日数で除することにより算定された割合をいう。
- (4) 完全週休 2 日（土日） 対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとし、

着手や完成を含む週において7日に満たない場合は、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば達成しているものとみなす。

- 3 交替制 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式
- (1) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいい、元請企業については、現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。
- (2) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。
- (3) 休日 対象者が、当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。
- (4) 休日率 対象者の休日の日数を対象期間の日数で除することにより算定された割合の合計を対象者数で除することにより算定された割合をいう。
- (5) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で週休日の割合について28.5%以上を達成したと認められる状態をいう。
- (6) 月単位の週休2日の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても週休日の割合について28.5%に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。

（休暇の取扱い等）

第3条 年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。なお、「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

- 2 現場閉所型において、天候（降雨、降雪等）等の影響による予定外の現場閉所日（安全確認のための現場巡視や保守点検等、現場管理上必要となる作業を行うことは可）については、現場閉所の日数として数えることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに振替作業日の予定を含め、発注者に報告するものとする。

なお、完全週休2日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を同一の週内において設定するものとする。ただし、災害対応等で

代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を明示する。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

- 3 交替制において、天候（降雨、降雪等）等の影響による予定外の休日についても、休日として数えることができる。

なお、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は、災害対応等のやむを得ない期間に限定し、かつ必要最小限の期間にしなければならない。

（対象工事）

第4条 モデル工事の対象は、工事の内容、規模等を勘案し、市長が選定するものとする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 完成時期や現場条件（出水期、夏季休暇、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、社会的要請等により、現場閉所等を行うことが困難な工事

（発注方式）

第5条 モデル工事の発注方式は、現場閉所型を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、交替制とすることができる。

- 2 モデル工事の発注方式について、発注者が交替制を指定した場合において、受注者が現場閉所型を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、合意が得られた場合は、現場閉所型に変更することができる。

（工期の設定）

第6条 市長は、モデル工事の発注に当たっての工期について、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

- 2 次の各号に掲げる内容を理由とした受注者の責によらない工期変更については、受発注者が協議の上、適切に変更を行う。
- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候等により、作業不稼働日が多く発生した場合
 - (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合
(経費の補正)

第7条 モデル工事は、その採用した発注方式に応じ、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、工事費を積算する。

- 2 土木工事等に対する取扱いは、以下のとおり。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(1) 現場閉所型

当初の予定価格においては、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとし、現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更し、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成の有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。

経費名	補正係数	
	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 1
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 2

(2) 交替制

当初の予定価格においては、完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとし、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更し、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成の有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。

経費名	補正係数	
	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 2

- 3 営繕工事等に対する取扱いは、以下のとおり、現場閉所又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

① 完全週休2日（土日）又は完全週休2日

労務費 1. 0 2、現場管理費 1. 0 1

② 月単位の週休2日

労務費 1. 0 2

なお、当初の予定価格の作成においては、完全週休2日（土日）（交替制の場合は「完全週休2日」を指す。以下、この項において同じ。）の達成を前提に、上記及び別表A、別表E、別表Mの補正率により労務費及び現場管理費の補正を行うものとし、達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、月単位の週休2日を前提とした上記及び別表A、別表E、別表Mの補正率に変更し、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に上記の①又は②の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価

市場単価及び補正市場単価は、別表A、別表E、別表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

(ア) 新営工事又は全館無人改修（基準単価の算定）の場合

市場単価（補正市場単価）×新営補正率

(イ) 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

市場単価（補正市場単価）×改修補正率

(3) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表A、別表E、別表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

(ア) 新営工事又は全館無人改修の場合

物価資料の掲載価格×新営補正率

(イ) 執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格×改修補正率

(実施方法)

第8条 市長は、入札公告、指名通知又は特記仕様書等にモデル工事である旨及び発注方式を明示するものとする。

2 モデル工事を実施する場合は、現場施工の着手前に、次のとおり対応する。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

(2) 受注者は、モデル工事である旨を次に掲げる掲示図を参考に作成し、工事現場の公衆の見やすい場所へ設置すること。

週休2日制モデル工事

この現場は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事として施工しています。

工事名

発注者 坂戸市

受注者

3 モデル工事を実施する場合の現場施工中は、次のとおり対応する。なお、いずれの場合も受注者は、週休2日の確保について、下請人を指導しなければならない。

(1) 現場閉所型

受注者は、電子メール等記録に残る方法を用いて、以下の場合を除き、事前に発注者に対して現場閉所を行う旨連絡をする。なお、発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。

(ア) 施工計画書に記載した法定休日・所定休日

(イ) 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合

(ウ) 官公庁の休日の場合

(2) 交替制

受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト」を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について発注者の確認を受けること。

4 モデル工事を実施する場合の現場施工完了時は、次のとおり対応する。

(1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、現場閉所型においては「現場閉所実績報告書」を、交替制においては最終月の「休日確保状況チェックリスト」及び「休日確保実績報告書」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は休日率の達成状況について、発注者の確認を受けること。

(2) 発注者は、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(工事成績評価における評価)

第9条 発注者は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評価における加点は行わず、一方で、未達成による減点についても行わない。ただし、週休2日工事を前提として受注した案件について、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において、休日の確保が行われていないものとして評価することがある。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

本要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。

別表A 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日 月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
土工事	市場価格、 物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
地業工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
鉄筋工事	市場価格、 物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
コンクリート工事	市場価格、 物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
型枠工事	市場価格、 物価資料共通	1. 0 1	1. 0 1
鉄骨工事	物価資料	1. 0 2	1. 0 2
既製コンクリート	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
防水工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
防水工事（シーリング）	市場単価	1. 0 1	1. 1 4
防水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
石工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
タイル工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
木工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
屋根及び とい	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
金属工事	市場単価	1. 0 1	1. 0 9
金属工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1. 0 1	1. 0 1
左官工事（仕上塗材 仕上以外）	市場単価	1. 0 1	1. 1 6
左官工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
建具（ガラス）	市場単価	1. 0 1	1. 1 0
建具（シーリング）	市場単価	1. 0 2	1. 1 6
建具	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
塗装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 5
塗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1

内外装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 3
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
内外装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
仕上げユニット	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
排水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
舗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
植栽及び屋上緑化	物価資料	1. 0 1	1. 0 1

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表 E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日 月単位の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1. 0 1	1. 1 9
	ケーブルラック	1. 0 1	1. 1 5
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1. 0 1	1. 1 8
	プルボックス	1. 0 1	1. 1 3
	プルボックス用接地端子	1. 0 0	1. 0 0
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1. 0 1	1. 1 4
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1. 0 1	1. 0 5
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1. 0 1	1. 1 5
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1. 0 1	1. 1 7
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票(金属製)	1. 0 1	1. 0 1

別表M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休 2 日 月単位の週休 2 日	
		改修補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1. 0 1	1. 1 5
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1. 0 1	1. 1 5
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1. 0 2	1. 2 2
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1. 0 2	1. 2 2